

2023年第1回環境整備・交通対策委員会議事録

本会議は予定通り開催し、その概要は以下の通りでした。

- 1 日時及び場所 2023年9月19日(火) 11:30～
公民センター・1階 会議室
- 2 出席者 駒村代表理事 宇津野副代表理事 尾籠副代表理事
藤本副代表理事
委員 永井委員 櫻井委員 佐藤委員 住友委員 山口委員
藤野委員、湯浅委員 宿利委員 山田委員 小杉委員
(事務局) 染谷事務局長、
- 3 報告事項
以下1件について、染谷事務局長から報告をする。

第1号報告 関係機関への要望報告について

別紙報告書のとおりです。

なお、白井市とは、市の回答をいただいた後に当協議会役員と市職員による連絡調整会議を10月下旬から11月中旬に開催する予定です。

また、白井市議会議員との意見交換会についても、今年度から再開するよう関係者と協議をする予定です。

- 4 協議事項
以下4件について、染谷事務局長の説明の後、協議をし、すべて了承される。

第1号協議 落下物の防止対策の件

会員事業所から事業所前の路上にトラックから落下したと思われる落下物(廃棄物)が度々あり、その都度、通行に支障が出ないように片づけをしているので、落下防止の対応をして欲しいとの要望がある。

事務局としても注意をしていたところ、前方の車両から廃棄物が飛散するのを目撃したので、当該事業所に対処をお願いした。

以上の経緯を踏まえ、当協議会として、運搬物の落下・飛散防止及び荷崩れ防止を徹底するよう各事業所に呼びかけをすることとする。

第2号協議 交通安全対策の件

工業団地内を走行する車両のスピードの出し過ぎが目立っていることから、交通安全の徹底を各事業所に呼び掛けることとする。

また、工業団地内の交差点や周辺道路において、右折車線の整備がされていないことから、信号の変わり際に右折せざるを得ない状況が多々見受けられ、危険を感じている。

当協議会の取組みとして、のぼり旗で啓発している「ゆっくり走ろう」とともに、「譲り合い、お先にどうぞ」などの啓発活動を推進し、安全で優しい工業団地の浸透を図っていくこととする。

※適度な右折の譲り合いは、交通渋滞の緩和にも役立つものと考えています。

第3号協議 環境美化の件

例年、当協議会では、春(5月)と秋(11月)に工業団地内一斉清掃として、各会員事業所において、自社周辺の草刈り、ゴミ拾い、側溝清掃などを行っていただいています。

しかしながら、会員以外の事業所においては、このような清掃作業を実施していない事業所があるため、美観を損ねているほか、周辺の会員事業所から側溝が詰まる、ごみが散乱しているなどの苦情が寄せられる機会が増えている。

事務局では、これらの対応は、原則、道路管理者であるため、草刈りや側溝の清掃を市役所に要請していましたが、実施されないことが多々ある状況でした。

以上の経緯を踏まえ、今後、市役所と協議のうえ、市役所と当協議会の連名で美化活動への参加、又は自主的な取組みを行うよう文書で要請することとする。

第4号協議 その他の件

・連絡制度の創設の件

事務局では、会員の皆様から様々なご要望やご意見などをいただいておりますが、普段から思っている、「誰かが言うだろう」、「隣近所の会社のことだから」、「今のところ実害がないから」、「自分には直接関係がないから」などで、すぐには伝わってこない情報が大変多くあるように感じています。

また、当事者が気づいていないことも多々いるように感じています。

事務局では、問題等が表面化してしまうことで、大きなトラブルや事故・事件につながってしまうことを危惧しています。

気づいたら速やかに、情報提供していただくことで、関係機関との調整などを図りながら早い段階で対処することができ、問題等の解決がスムーズに行えると考えています。

については、気軽に通報できるよう通報・連絡用の様式を定め、会員事業所に配布するとともに、ホームページに掲載して活用していただくこととする。

(通報内容：例)

道路の損傷、側溝の詰まり、除草、ゴミのポイ捨て・不法投棄、迷惑駐車、悪臭、騒音・振動、不審者情報、防犯灯の増設など

(注意点)

- ①通報者の情報は、原則、非公開とする。
- ②個人的な意見も可とするが、原則、社内での共有を図っていただくこととする。
- ③対処の可否については、事務局から1週間以内に報告することとする。

《全体を通じた主な意見等》

- ・道路の傷み、段差はドライバーの大きなストレスとなる。
適正な道路整備を市に要望してほしい。

- ・会社周辺の道路の傷みなどは、市に連絡をしている。通報する事は重要である。
- ・交通事情の改善に努めていきたい。
- ・交通安全に限らず、必要なことは社内通知をして周知していきたい。
- ・落下物ではないが、油の落下（道路の汚損）があったので報告する。
- ・積載量を遵守することも重要である。
- ・防犯カメラを設置することで規制の徹底が図れるのではないか。
- ・新型コロナが落ち着いてきたことで、様々な意見が出てくると思われる。
的確な対処が必要である。
- ・連絡制度に関して、注意点3件が重要である。特に③の連絡後の返信が重要である。
(注意点)
 - ①通報者の情報は、原則、非公開とする。
 - ②個人的な意見も可とするが、原則、社内での共有を図っていただくこととする。
 - ③対処の可否については、事務局から1週間以内に報告することとする。

5 閉会